

・法令解釈指針・事例

3. 民間団体付属の研究機関等における個人情報の取扱いについて

法第50条第1項第3号

個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 3 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、個人情報を取り扱う場面があるが、当該機関が学術研究を主たる目的とするものであって、当該活動が学術研究の用に供する目的である場合には、法第50条第1項第3号により、法の適用除外となる。そのため、個人情報の取扱いを含む研究活動を行う、経済産業分野における民間団体付属の研究機関等について、法第50条第1項第3号の考え方を整理する。

民間企業の研究機関等、「研究所」との名称を有している機関であっても、単に製品開発を目的としているものについては、学術研究を主たる目的として活動しているものとはいえないことから、本法の「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しない。

法第50条第1項第3号の考え方

法第50条第1項第3号に規定する「大学その他の学術研究を目的とする機関」とは、学術研究(新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用方法の体系化、先端的な学問領域の開拓等)を主たる目的とする機関である。

そのような機関において、個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が、学術研究の用に供する目的である場合には、個人情報取扱事業者としての義務を課されない。

【適用除外となる場合】

事例) 学術研究を主たる目的とする団体付属の研究機関において、個人情報を利用する目的の全部又は一部が学術研究である場合

【適用除外とならない場合】

事例1) 学術研究を主たる目的とする団体付属の研究機関において、個人情報を利用する目的が商品開発情報の分析のみ(学術研究目的を含まない。)である場合

事例2) 学術研究を主たる目的としない団体付属の研究機関